

## 分担金

区分 口径	新規給水分担金 (消費税率 10%)	管種変更分担金	配水管移設分担金	特別分担金
13mm	286,000 円	変更後の分岐給水管の口径に対応する左記の該当額から、変更前の分岐給水管の口径に対応する左記の該当額を差引いた金額	工事に必要な金額	久御山町上水道工事分担金徴収規定(昭和 55 年久御山町訓令第 3 号)第 5 条による。
20mm	308,000 円			
25mm	561,000 円			
40mm	1,650,000 円			
50mm	3,080,000 円			
75mm	8,360,000 円			
100mm	16,500,000 円			

口径が 100mm を越える申込みの場合の新規給水分担金の額は、その都度管理者が定める。  
森川端地区においては別途 110 万円の負担金が必要となる地区がある。

## 手数料

種 別	区 分	金 額	
給 水 栓 の 開 栓	口径 30mm 以下	1,100 円	
	口径 40mm 以上	3,300 円	
設 計 審 査	1 件につき	6,800 円	
工 事 検 査	φ 25mm 以下のもの	①新設及び改造	5,100 円
		②その他工事	2,600 円
	φ 25mm を超え φ 50mm 以下のもの	①新設及び改造	7,700 円
		②その他工事	3,800 円
	φ 50mm を超えるもの	①新設及び改造	12,800 円
		②その他工事	6,400 円
工 事 立 会	1 件につき	5,100 円	
指定給水装置工事事業者の指定	1 件につき	15,000 円	
上 記 指 定 の 更 新	1 件につき	10,000 円	
水道法第 16 条の 2 第 3 項の確認	1 件につき	100,000 円	
占 用 申 請 代 行	1 件につき	7,400 円	
各 種 の 証 明	1 件につき	300 円	
督 促 書	1 件につき	50 円	

※「給水栓の開栓」に係る手数料のみ消費税が課税されます。上記金額は税込み表示です。

令和元年 10 月 1 日改正